

第 5 7 号議案

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定の専
決処分について

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定につき、別紙のとおり専
決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により報告し、承認を求め
る。

令和 2 年 5 月 2 9 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定の専
決処分書

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定につき、議会の議決を求
むべきところ緊急に改正作業をする必要があった事項について、市議会の了承の
もと、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

八王子市市税賦課徴収条例（昭和25年八王子市条例第19号）の一部を次の
ように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収 猶予の特例に係る手続等)</u> <u>第24条 第5条の3第7項の規定は、法附 則第59条第3項において準用する法第1 5条の2第8項に規定する条例で定める期 間について準用する。</u>	附 則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

